

資金収支計算書

令和 5年 4月 1日 から
令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

収入の部	目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入		(205,135,500)	(208,264,556)	(△ 3,129,056)
授業料収入				
入学金収入				
施設設備資金収入				
教材費収入				
冷暖房費収入				
雑費収入				
学生保険料収入				
手数料収入		(265,000)	(378,600)	(△ 113,600)
入学検定料収入				
証明手数料収入				
寄付金収入		(32,500,000)	(34,068,133)	(△ 1,568,133)
特別寄付金収入				
一般寄付金収入				
補助金収入		(101,500,000)	(99,351,000)	(2,149,000)
市補助金収入		16,000,000	15,304,000	696,000
地方公共団体補助金収入		85,500,000	84,047,000	1,453,000
資産売却収入		(0)	(239)	(△ 239)
有価証券売却収入		0	239	△ 239
付随事業・収益事業収入		(52,720,000)	(52,357,348)	(362,652)
補助活動収入				
附属事業収入				
店舗家賃収入				
駐車場収入				
貸ビル収入				
共益費収入				
アパート家賃収入				
受取利息・配当金収入		(600,000)	(1,795,413)	(△ 1,195,413)
その他の受取利息・配当金収入				
為替差益				
雑収入		(28,359,092)	(29,682,373)	(△ 1,323,281)
学校行事収入				
学校通信広告収入				
用品代収入				
その他の雑収入				
借入金等収入		(0)	(0)	(0)
前受金収入		(0)	(23,388,000)	(△ 23,388,000)
入学金前受金収入		0	23,388,000	△ 23,388,000
その他の収入		(0)	(59,444,860)	(△ 59,444,860)
前期末未収入金収入				
預り金受入収入				
立替金回収収入				
預り敷金収入				
資金収入調整勘定		(△ 0)	(△ 40,113,000)	(40,113,000)
期末未収入金				

資金収支計算書

令和 5年 4月 1日 から
令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

収入の部	目	予 算	決 算	差 異
前期末前受金				
前年度繰越支払資金		2,177,541,897	2,177,541,897	
収入の部合計		2,598,621,489	2,646,159,419	△ 47,537,930

資金収支計算書

令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで

(単位：円)

支出の部	科	目	予算	決算	差異
人件費支出			(257,500,000)	(276,712,104)	(△ 19,212,104)
教員人件費支出					
退職金支出					
教育研究経費支出			(119,808,000)	(104,132,621)	(15,675,379)
消耗品費支出					
光熱水費支出					
旅費交通費支出					
奨学費支出					
課外活動費支出					
福利厚生費支出					
通信運搬費支出					
印刷製本費支出					
教育研究費支出					
修繕費支出					
損害保険料支出					
交際費支出					
公租公課支出					
用品販売原価支出					
図書費支出					
リース料支出					
教材費支出					
学校行事費支出					
保健衛生費支出					
雑費支出					
管理経費支出			(26,700,000)	(22,539,929)	(4,160,071)
光熱水費支出					
広告宣伝費支出					
車両燃料費支出					
修繕費支出					
損害保険料支出					
公租公課支出					
報酬委託手数料支出					
補助活動仕入支出					
雑費支出					
借入金等利息支出			(0)	(0)	(0)
借入金等返済支出			(0)	(0)	(0)
施設関係支出			(0)	(0)	(0)
設備関係支出			(11,500,000)	(0)	(11,500,000)
教育研究用機器備品支出					
管理用機器備品支出					
資産運用支出			(0)	(0)	(0)
その他の支出			(0)	(35,476,130)	(△ 35,476,130)
未払消費税等支払支出					
預り金支払支出					
立替金支払支出					
預り敷金支出					
資金支出調整勘定			()		

法人名：学校法人 神戸中華同文学校

資金収支計算書

令和 5年 4月 1日 から
令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

支出の部				
科	目	予	算	決
		算	算	算
				差
				異
	期末未払消費税等			
	翌年度繰越支払資金	2,183,113,489	2,208,606,135	△ 25,492,646
	支出の部合計	2,598,621,489	2,646,159,419	△ 47,537,930

法人名：学校法人 神戸中華同文学校

事業活動収支計算書

令和 5年 4月 1日 から
令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金	(205,135,500)	(208,264,556)	(△ 3,129,056)
授業料収入			
入学金			
施設設備資金			
教材費			
冷暖房費			
雑費			
学生保険料			
手数料	(265,000)	(378,600)	(△ 113,600)
入学検定料			
証明手数料			
寄付金	(32,500,000)	(34,068,133)	(△ 1,568,133)
特別寄付金			
一般寄付金			
経常費等補助金	(101,500,000)	(99,351,000)	(2,149,000)
市補助金	16,000,000	15,304,000	696,000
県補助金	85,500,000	84,047,000	1,453,000
付随事業収入	(52,720,000)	(52,357,348)	(362,652)
補助活動収入			
附属事業収入			
店舗家賃収入			
駐車場収入			
貸ビル収入			
共益費収入			
アパート家賃収入			
雑収入	(28,359,092)	(29,682,373)	(△ 1,323,281)
学校行事収入			
学校通信広告収入			
用品代収入			
その他の雑収入			
教育活動収入計	420,479,592	424,102,010	△ 3,622,418
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費	(290,137,358)	(293,404,437)	(△ 3,267,079)
教員人件費			
退職給与引当金繰入額			
退職金			
教育研究経費	(129,808,000)	(114,753,395)	(15,054,605)
消耗品費			
光熱水費			
旅費交通費			
奨学費			
課外活動費			
福利厚生費			
通信運搬費			
印刷製本費			
教育研究費			
修繕費			
損害保険料			
繰越収支費			
取崩総租公課			
繰越用資産販売原価			
図書費			
印刷製本料支出			
文庫費			
学校行事費			
保健衛生費			
雑費			

事業活動収入の部

教育活動収支

事業活動支出の部

事業活動収支計算書

令和 5年 4月 1日 から
令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

教育活動収支	減価償却費 (非)			
	管理経費	(29,700,000)	(25,457,564)	(4,242,436)
	光熱水費			
	広告宣伝費支出			
	車両燃料費			
	修繕費			
	損害保険料			
	公租公課			
	報酬委託手数料			
	補助活動収入原価			
	雑費			
	減価償却費 (収)			
徴収不能額等	(0)	(0)	(0)	
教育活動支出計	449,645,358	433,615,396	16,029,962	
教育活動収支差額	△ 29,165,766	△ 9,513,386	△ 19,652,380	
教育活動外収支	科 目	予 算	決 算	差 異
	受取利息・配当金	(600,000)	(1,795,413)	(△ 1,195,413)
	その他の受取利息・配当金			
	為替差益			
	その他の教育活動外収入	(0)	(0)	(0)
	教育活動外収入計	600,000	1,795,413	△ 1,195,413
	科 目	予 算	決 算	差 異
	借入金等利息	(0)	(0)	(0)
	その他の教育活動外支出	(0)	(0)	(0)
	教育活動外支出計	0	0	0
	教育活動外収支差額	600,000	1,795,413	△ 1,195,413
	経常収支差額	△ 28,565,766	△ 7,717,973	△ 20,847,793
特別収支	科 目	予 算	決 算	差 異
	資産売却差額	(0)	(0)	(0)
	その他の特別収入	(0)	(15,643,976)	(△ 15,643,976)
	退職給与引当金取崩	0	15,643,976	△ 15,643,976
	特別収入計	0	15,643,976	△ 15,643,976
	科 目	予 算	決 算	差 異
	資産処分差額	(0)	(0)	(0)
	その他の特別支出	(0)	(0)	(0)
	特別支出計	0	0	0
	特別収支差額	0	15,643,976	△ 15,643,976
	基本金組入前当年度収支差額	△ 28,565,766	7,926,003	△ 36,491,769
	基本金組入額合計	△ 44,500,000	△ 54,388,130	9,888,130
当年度収支差額	△ 73,065,766	△ 46,462,127	△ 26,603,639	
前年度繰越収支差額	7,542,150	7,542,150	0	
基本金取崩額	50,308,000	47,711,948	2,596,052	
翌年度繰越収支差額	△ 15,215,616	8,791,971	△ 24,007,587	
(参考)				
事業活動収入計	421,079,592	441,541,399	△ 20,461,807	
事業活動支出計	449,645,358	433,615,396	16,029,962	

資金収支計算書

令和 5年4月 1日から
令和 6年3月31日まで

(学)兵庫朝陽学園

(単位：円)

科目名	予 算	決 算	差 異
【収入の部】			
学生生徒納付金収入	131,910,400	131,288,690	621,710
授業料収入			
入学金収入			
施設設備資金収入			
その他納付金収入			
手数料収入	175,000	215,000	△ 40,000
入学検定料収入	175,000	215,000	△ 40,000
寄付金収入	209,930,093	186,659,756	23,270,337
一般寄付金収入	209,930,093	186,659,756	23,270,337
補助金収入	40,303,750	47,158,250	△ 6,854,500
国庫補助金収入	225,000	221,000	4,000
都道府県補助金収入	36,381,000	43,277,000	△ 6,896,000
市町村補助金収入	3,277,750	3,454,250	△ 176,500
その他補助金収入	420,000	206,000	214,000
資産売却収入	0	0	0
施設売却収入			
設備売却収入			
付随事業・収益事業収入	20,712,100	20,739,569	△ 27,469
補助活動収入			
受託事業収入			
収益事業収入			
受取利息・配当金収入	154	484	△ 330
その他受取利息・配当金収入	154	484	△ 330
雑収入	15,770,000	18,747,178	△ 2,977,178
施設設備利用料収入			
その他の雑収入			
過年度修正収入			
借入金等収入	48,650,000	68,770,000	△ 20,120,000
長期借入金収入			
短期借入金収入			
前受金収入	0	6,762,840	△ 6,762,840
授業料前受金収入			
入学金前受金収入			
教材料前受金収入			
その他の収入	0	251,480,984	△ 251,480,984
前期末未収入金収入			
短期貸付金回収収入			
預り金受入収入			
立替金回収収入			
仮受金収入			
仮払金回収収入			
資金収入調整勘定	14,000,000	△ 50,432,838	64,432,838
期末未収入金			
前期末前受金			
前年度繰越支払資金	72,543,949	72,543,949	
前年度繰越支払資金	72,543,949	72,543,949	
収入の部合計	553,995,446	753,933,862	△ 199,938,416

科目名	予 算	決 算	差 異
【支出の部】			
人件費支出	292,393,453	284,204,146	8,189,307
教員人件費支出			
職員人件費支出			
教育研究経費支出	119,220,385	109,385,327	9,835,058
消耗品費支出			
教材費支出			
光熱水費支出			
旅費交通費支出			
奨学費支出			
車輛燃料費支出			
福利費支出			
通信運搬費支出			
印刷製本費支出			
出版物費支出			
研修費支出			
修繕費支出			
損害保険料支出			
賃借料支出			
公租公課支出			
諸会費支出			
会費支出			
報酬・委託・手数料支出			
生徒活動補助金支出			
雑費支出			
管理経費支出	737,000	5,506,649	△ 1,769,649
消耗品費支出			
光熱水費支出			
旅費交通費支出			
車輛燃料費支出			
福利費支出			
慶弔費支出			
通信運搬費支出			
印刷製本費支出			
出版物費支出			
修繕費支出			
損害保険料支出			
賃借料支出			
公租公課支出			
広報費支出			
諸会費支出			
会費支出			
渉外費支出			
報酬・委託・手数料支出			
補助活動収入原価支出			
雑費支出			
借入金等利息支出	1,699,041	1,766,512	△ 67,471
借入金等返済支出	53,650,000	65,150,000	△ 11,500,000
長期借入金返済支出			
短期借入金返済支出			
返済期限が1年以内の長期借入金支出			
施設関係支出	0	0	0
土地支出			
建物支出			
構築物支出			
建設仮勘定支出			
設備関係支出	3,150,000	6,400,743	△ 3,250,743
教育研究用機器備品支出			
管理用機器備品支出			
図書支出			
車輛支出			
その他の支出	5,328,753	252,686,304	△ 247,357,551
短期貸付金支払支出			
前期末手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			
預り金支払支出			
仮受金支払支出			
前払金支払支出			
立替金支払支出			
仮払金支払支出			
資金支出調整勘定	0	△ 27,740,112	27,740,112
期末未払金	0	△ 27,740,112	27,740,112
次年度繰越支払資金	74,816,814	56,574,293	18,242,521
次年度繰越支払資金	74,816,814	56,574,293	18,242,521
支出の部合計	553,995,446	753,933,862	△ 199,938,416

事業活動収支計算書

令和 5年4月 1日から
令和 6年3月31日まで

(学)兵庫朝鮮学園

(単位：円)

教育活動収支			
事業活動収入の部			
科目名	予 算	決 算	差 異
学 生 徒 納 付 金	131,910,400	131,288,690	621,710
授業料			
入学金			
施設設備資金			
その他納付金			
手 数 料	175,000	215,000	△ 40,000
入学検定料	175,000	215,000	△ 40,000
寄 付 金	209,930,093	186,659,756	23,270,337
一般寄付金	209,930,093	186,659,756	23,270,337
補 助 金	40,303,750	47,158,250	△ 6,854,500
国庫補助金	225,000	221,000	4,000
都道府県補助金	36,381,000	43,277,000	△ 6,896,000
市町村補助金	3,277,750	3,454,250	△ 176,500
その他補助金	420,000	206,000	214,000
付 随 事 業 収 入	800,000	730,823	69,177
補助活動収入			
付随事業収入			
受託事業収入			
雑 収 入	15,770,000	17,528,378	△ 1,758,378
施設設備利用料			
その他の雑収入			
徴収不能引当金戻入額			
教育活動収入計	398,889,243	383,580,897	15,308,346
事業活動支出の部			
科目名	予 算	決 算	差 異
人 件 費	292,393,453	284,204,146	8,189,307
教員人件費			
本務教員			
本俸			
期末手当			
その他手当			
所定福利費			
兼務教員			
職員人件費			
本務職員			
本俸			
期末手当			
その他手当			
所定福利費			
兼務職員			
役員報酬			
退職給与引当金繰入			
退職金			
教育研究経費	134,720,385	170,139,246	△ 35,418,861
教育/消耗品費			
教育/教材費			
教育/光熱水費			
教育/旅費交通費			
教育/奨学費			
教育/車輛燃料費			
教育/福利費			
教育/通信運搬費			
教育/印刷製本費			
教育/出版物費			
教育/研修費			
教育/修繕費			
教育/損害保険料			
教育/賃借料			
教育/公租公課			
教育/諸会費			
教育/会議費			
教育/報酬・委託・手数料			
教育/生徒活動補助金			
教育/減価償却額			
教育/雑費			

管理経費	4,147,000	5,856,161	△ 1,709,161
管理/消耗品費			
管理/光熱水費			
管理/旅費交通費			
管理/車両燃料費			
管理/福利費			
管理/慶弔費			
管理/通信運搬費			
管理/印刷製本費			
管理/出版物費			
管理/修繕費			
管理/損害保険料			
管理/賃借料			
管理/公租公課			
管理/諸分担金			
管理/広報費			
管理/諸会費			
管理/会議費			
管理/渉外費			
管理/報酬・委託・手数料			
管理/補助活動収入原価			
管理/減価償却額			
管理/雑費			
徴収不能額等	0	3,568,900	△ 3,568,900
徴収不能額			
徴収不能引当金繰入額			
教育活動支出計	431,260,838	463,768,453	△ 32,507,615
教育活動収支差額	△ 32,371,595	△ 80,187,556	47,815,961

教育活動外収支

事業活動収入の部			
科目名	予 算	決 算	差 異
受取利息・配当金	154	484	△ 330
その他の受取利息・配当金	154	484	△ 330
その他の教育活動外収入	19,912,100	20,008,746	△ 96,646
収益事業収入	19,912,100	20,008,746	△ 96,646
教育活動外収入計	19,912,254	20,009,230	△ 96,976
事業活動支出の部			
科目名	予 算	決 算	差 異
借入金等利息	1,699,041	1,766,512	△ 67,471
借入金利息	1,699,041	1,766,512	△ 67,471
その他の教育活動外支出	0	0	0
教育活動外支出計	1,699,041	1,766,512	△ 67,471
教育活動外収支差額	18,213,213	18,242,718	△ 29,505
経常収支差額	△ 14,158,382	△ 61,944,838	47,786,456

特別収支

事業活動収入の部			
科目名	予 算	決 算	差 異
資産売却差額	0	0	0
不動産売却差額			
その他の資産売却差額			
その他の特別収入	0	1,218,800	△ 1,218,800
施設設備補助金			
過年度修正額			
特別収入計	0	1,218,800	△ 1,218,800
事業活動支出の部			
科目名	予 算	決 算	差 異
資産処分差額	0	0	0
その他の特別支出	0	0	0
過年度修正額	0	0	0
特別支出計	0	0	0
特別収支差額	0	1,218,800	△ 1,218,800
(予備費)	0		0
(予備費)	0		0
基本金組入前当年度収支差額	△ 14,158,382	△ 60,726,038	46,567,656
基本金組入額合計	0	△ 5,317,698	5,317,698
当年度収支差額	△ 14,158,382	△ 66,043,736	51,885,354
前年度繰越収支差額	△ 1,625,965,960	△ 1,625,965,960	0
基本金取崩額	0	0	0
翌年度繰越収支差額	△ 1,640,124,342	△ 1,692,009,696	51,885,354

(参考)

事業活動収入計	418,801,497	404,808,927	13,992,570
事業活動支出計	432,959,879	465,534,965	△ 32,575,086

学校法人 兵庫朝鮮学園

新寄付行為 全文

〒651-0072

神戸市中央区脇浜町1丁目6番1号

電話 078(272)3255

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人兵庫朝鮮学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目6番1号に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立各種学校（以下「学校」という）を設置し、在日同胞子女に対する民族教育を行い、在日同胞社会、日本をはじめとする国際社会に活躍しうる人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 神戸朝鮮高級学校
- (2) 尼崎朝鮮初中級学校
- (3) 西播朝鮮初中級学校
- (4) 神戸朝鮮初中級学校
- (5) 西神戸朝鮮初級学校
- (6) 伊丹朝鮮初級学校

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 貸家業
- (2) 代理商、仲立業

第三章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上12人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校のうち、神戸朝鮮高級学校長。
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者（4人以上6人以内）
- (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者（4人以上5人以内）

2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員若しくは役員配偶者又は3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ）の任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の業務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第12条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを兵庫県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがある場合において、

当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は理事長が召集する。
- 4 理事長は理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を召集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することが出来る。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は評議員（20人以上25人以内）をもって組織する。
- 3 評議員会は理事長が招集する。
- 4 理事長は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることが出来ない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次に各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者の内から評議員会で選任した者(5人以上7人以内)
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任された者(10人以上12人以内)

(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者（5人以上6人以上）

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第25条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第五章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄付行為を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 兵庫県知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては兵庫県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては兵庫県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人（準学校法人を含む）、教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団

体に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て兵庫県知事の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、兵庫県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、兵庫県知事に届け出なければならない。

第八章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (4) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、学校法人兵庫朝鮮学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第46条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第47条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金30万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

この寄付行為の変更は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、昭和42年12月27日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、昭和43年8月26日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、昭和44年8月28日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、平成4年12月3日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、平成11年3月11日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、平成12年9月28日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、平成13年8月30日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、平成14年8月9日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、平成17年12月19日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、平成21年10月26日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、平成23年3月24日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、平成26年12月8日から施行する。

附 則

この寄付行為の変更は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

この寄付行為は、兵庫県知事の認可の日(平成29年11月30日)から施行する。

附 則

令和2年3月5日兵庫県知事認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄付行為は、兵庫県知事の認可の日（令和2年10月8日）から施行する。

学校法人神戸中華同文学校寄附行為

第一章 総 則

(名称)

第一条 この法人は学校法人神戸中華同文学校と称する。

(事務所)

第二条 この法人は事務所を神戸市中央区中山手通六丁目九番一号 神戸中華同文学校内に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき各種学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は前条に規定する目的を達成するために左にかかげる学校を設置する。

一、 神戸中華同文学校

(収益事業)

第五条 本法人はその収益を学校の経営に充てるため、左にかかげる収益事業を行う。

一、 貸家業

二、 駐車場業

第三章 役員及び理事会

(役員)

第六 条 この法人には左の役員を置く。

一、理事二十一名以上二十五名以内

二、監事二名以上三名以内

2 理事のうち一人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第七 条 理事になるものは左に掲げるものとする。

一、 学校長。

二、第二十一条第一項第二号の評議員中教職員により選出されたもの二名以上三名以内

三、第二十一条第一項第三号の評議員中校友会により選出されたもの六名以上七名以内

四、第二十一条第一項第四号の評議員中家長会により選出されたもの三名以上四名以内

五、学識経験者或は本法人に対する功労者の中から前各号に規定する理事の三分ノ二以上の同意により選出されたもの九名以上十名以内

2 理事長、副理事長は理事の互選により定める。

3 第一項第一号及び第二号、第三号並びに第四号に規定する理事は校長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第八 条 監事は、この法人の理事（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）評議員若しくは役員配偶者又は三親等以

内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第九 条 役員(第六条第一項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任させることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(顧問の委嘱)

第十 条 この法人には理事会の議決により、顧問を若干名置くことができる。

一、この法人に特別功労があつた者の中から理事長が委嘱する。

二、顧問は理事長の求めに応じ、この法人の重要事項に関し助言を与える。

三、顧問は理事会並びに評議員会に随時出席して意見を述べることが出来る。但し議決に加わることは出来ない。

(役員補充)

第十一 条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任および退任)

第十二 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の

四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一、法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

二、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三、職務上の義務に著しく違反したとき。

四、役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 役員は次の事由によつて退任する。

一、任期の満了。

二、辞任。

三、死亡

四、私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第十三条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第十四条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十五条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第十六条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一、この法人の業務を監査すること。

二、この法人の財産の状況を監査すること。

三、この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五、第一号又は第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務又は財産又は業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを兵庫県知事に報告し、または理事会及び評議員会に報告すること。

六、前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

- 七、この法人の業務又は財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄付行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

- 第十七条 この法人に理事をもつて組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が召集する。
- 4 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを召集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 理事会には議長を置き、理事長をもつて充てる。
- 8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第二項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、理事の三分の二の出席がなければその議事を開き議決をすることが出来ない。但し、当該議事につき書

面をもつてあらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。又第十二項の規定による除斥のため三分の二に達しないときは、この限りではない。

11 理事会の議決は法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第十八条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第十九条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は五十一名以上五十五名以内の評議員を以つてこれを組織する。

3 評議員会は、理事長が召集する。

4 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

5 理事長は評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを召集しなければならない。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第十二

項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

7 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 評議員会の議決はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

9 前項の場合に於いて議長は評議員として議決に加わることができない。

10 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

11 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(議事録)

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員の選任)

第二十一条 評議員は左にかかげるものとする。

一、 学校長。

二、この法人の設置する学校の教職員の内から互選により選ばれたもの六名以上七名以内。

三、神戸中華同文学校卒業者をもって組織する校友会会員で、年令二十五才以上の者のうちより、その互選によつて選ばれたもの十四以上十五名以内。

四、神戸中華同文学校校長会会員のうちより、その互選により選ばれたもの九名以上十名以内。

五、学識経験者或は本法人に対する功労者のうちから、理事会において選任されたもの二十一名以上二十二名以内。

- 2 第一項第一号、第二号及び第四号に規定する評議員はこの法人の設置する学校の校長、職員又は家長会会員の職を退いた時は評議員の職も失うものとする。

(諮問事項)

第二十二條 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- 一、予算・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分。
- 二、事業計画
- 三、役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準。
- 四、予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄。
- 五、寄附行為の変更。
- 六、合併。
- 七、目的たる事業の成功の不能による解散。
- 八、収益事業に関する重要事項
- 九、寄附金品の募集に関する事項。
- 十、その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項。

(任期)

第二十三條 評議員（神戸中華同文学校の校長たる評議員を除くこの条中以下同じ）の任期は二年とする。但し欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることが出来る。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任および退任)

第二十四条 評議員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

一、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

二、評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によつて退任する。

一、任期の満了。

二、辞任。

三、死亡。

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十五条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十六条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産「及び収益事業用財産」とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産「又は収益事業用財産」に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十七条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由がある時、理事総数の三分の二以上並びに評議員の三分の二以上の同意を得てその一部に限り処分することが出来る。

(積立金の保管)

第二十八条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券（国債、地方債に限る）を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第二十九条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の運営に関する会計（以下「学校法人会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第三十一条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十二条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会にお

いて出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十三条

この法人の決算は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上、利益金を生じた時は、その一部又は全部を基本財産又は運用財産中の積立金に編入するものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十四条

この法人は毎会計年度終了後二ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、この法人の設置する学校に属する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(役員報酬)

第三十五条

役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第三十六条

この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三ヶ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十七条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 解 散

(解散)

第三十八条 この法人は、次の各号に掲げる事由によつて解散する。

- 一、理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員総数の三分の二以上の議決。
- 二、この法人の目的たる事業の成功の不能となつた場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決。
- 三、合併。
- 四、破産。
- 五、兵庫県知事の解散命令。

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては、兵庫県知事の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては兵庫県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第三十九条 この法人が解散した場合(合併又は破産による解散を除く)における残余財産は、学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人のうちから解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決及び評議員総数の三分の二以上の同意によつて選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第四十条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決及び評議員総数の三分の二以上の同意を得て、兵庫県知事の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第四十一条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決及び評議員総数の三分の二以上の同意を得て、兵庫県知事の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決及び評議員総数の三分の二以上の同意を得て、兵庫県知事に届け出なければならない。

第八章 公告の方法其他

(公告の方法)

- 第四十二条 この法人の公告は、神戸中華同文学校の掲示場に掲示して行う。

(書類及び帳簿の備付け)

- 第四十三条 この法人は、第三十四条第二項の書類のほか、次に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかなければならない。

- 一、寄附行為。
- 二、役員及び評議員の名簿及び履歴書。
- 三、収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類。
- 四、その他必要な書類及び帳簿。

(施行細則)

- 第四十四条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 王 記、	理事 王 昭徳、	理事 王 淑媛、	理事 李 義招、
理事 李 兆瑞、	理事 李 萬之、	理事 李 孝先、	理事 李 枝王、
理事 李 蔭軒、	理事 吳 振東、	理事 易 寶伯、	理事 林 同春、
理事 林 康秀、	理事 林 添池、	理事 陳 徳仁、	理事 陳 義方、
理事 陳 達賢、	理事 陳 根霖、	理事 陳 啓明、	理事 徐 琳煌、
理事 陶 忠義、	理事 梁 信昌、	理事 趙 家義、	理事 鄭 義雄、
理事 盧 徳財。			

2 この寄附行為は、兵庫県知事が認可した日（昭和三十四年七月二十七日）から施行する。

3 この寄附行為の変更は、兵庫県知事が認可した日（平成十二年 月 日）から施行する。

4 令和二年 月 日兵庫県知事認可のこの寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。

5 令和五年 月 日兵庫県知事認可のこの寄附行為は、令和五年九月二十一日から施行する。